

「食の安全安心」及び「食育」推進計画（第4次）を踏まえた取組状況

I 食の安全安心の推進

1 食品の安全性の確保

生産段階における農薬や動物用医薬品の適正使用徹底のための取組から食品の製造、加工、流通・販売段階における監視指導やHACCPに沿った衛生管理の推進等の取組に至る食品供給行程の各段階の食の安全安心の推進のため、次の事業を実施する。

(1) 安全安心な農産物の生産の推進

ア 農薬の適正使用の推進【農業改良課】

農薬の取り扱いについて指導的役割を果たす農薬管理指導士を育成し、農薬による事故防止や農薬の安全かつ適正使用を進める。



◎ 農薬管理指導士の有効認定者数

令和5年度(計画)	令和5年度(9月末)
1,750人	年度末集計

農薬管理指導士認定特別研修

* 目標：関係法令遵守及び農薬の適正使用の徹底

* 対応：関係機関へ呼びかけ新規育成者を増加、更新者を充実

* 事例：6月に農薬管理指導士更新研修を実施した、12月に農薬管理指導士認定特別研修・試験を実施予定。

イ 農薬等検査システムの充実【農業改良課】

生産段階での農産物の安全確保と生産者の不安解消のため、「ひょうごの農産物検査システム」により、農産物生産工程のチェック及び残留農薬検査を実施する。

ウ 肥料の品質保全と適正流通【農産園芸課】

肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、肥料の登録・更新等により、肥料の品質を保全し、安全安心な肥料の生産流通を推進する。

◎ 肥料登録の更新件数

令和5年度(計画)	令和5年度(9月末)
30件	12件

* 目標：登録・更新等により適正であることを確認

* 対応：申請書類等の確認

* 事例：肥料の品質の確保等に関する法律に基づき有効期間が定められており、更新指導を実施する。

エ 野菜の衛生管理の推進【農産園芸課】

産地や農産物への信頼性の確保や事故防止のため、適正な農場管理の確立とともに農業経営の向上につなげる「GAP」の普及啓発を図る。

オ 環境創造型農業の推進【農業改良課】

生産活動に由来する環境への負荷を低減するため、環境創造型農業を推進し、化学合成の肥料及び農薬の低減技術等（環境創造型農業技術）の普及拡大を図る。さらに、生産物に対する消費者の信頼度向上、生産者と流通・販売業者の連携強化や県民の理解促進に努める。



黄色 LED 防蛾灯による夜蛾類対策

◎ 環境創造型農業の生産面積

令和 5 年度(計画)	令和 5 年度(9 月末)
22,000ha	年度末集計

* 目標：R 7 年度末に、県内水稻及び野菜栽培面積(46, 000ha)の約 50%程度(22, 800ha)に環境創造型農業技術を導入する。

* 対応：環境創造型農業技術導入のための実証ほの設置や研修会による技術啓発等による技術の普及と兵庫県認証食品の取得の推進
みどりの食料システム戦略推進交付金等を活用したモデル地区の取組の波及

* 事例：R 5 年度は、12 地域でみどりの食料システム戦略推進交付金を活用した面的拡大を推進している。

(2) 安全安心な畜産物の生産の推進

ア 動物用医薬品適正使用等対策の実施【畜産課、生活衛生課】

畜産物への抗菌性物質等の残留を防止するため、畜産農家に対し動物用医薬品の適正使用を指導するとともに、飼料中及び畜産物中の抗菌性物質の残留検査を実施する。

◎ 飼料中の残留抗菌性物質検査による年間違反件数

令和 5 年度(目標)	令和 5 年度(9 月末)
0件	0件

* 目標：全ての畜産農家で使用基準が定められている飼料の適正な給与

* 対応：家畜保健衛生所が畜産農家を巡回して飼料の適正給与を指導
飼料の抗菌性物質残留検査を実施

* 事例：R 5 年度（上半期）は 20 検体について検査したところ、畜産物に残留するような不適正な使用は認められなかった。

イ 家畜伝染病予防対策の実施【畜産課】

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予防及びまん延防止のための検査を定期的に実施する。

◎ 鳥インフルエンザモニタリング検査実施農場数

令和 5 年度(計画)	令和 5 年度(9 月末)
39 農場	9 農場

* 目標：家畜伝染病の発生予防、早期摘発及びまん延防止

* 対応：家畜の定期的な検査及び飼養衛生管理基準の遵守等の巡回指導を実施

* 事例：モニタリング検査の結果は全て異常はなかった。
しかし、R 2 年度以降、県内の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されているため、養鶏場に対しては、飼養衛生管理基準の遵守及び早期通報体制の徹底等について注意喚起を継続して実施する。



鳥インフルエンザモニタリング検査

(3) 安全安心な水産物の生産の推進

水産物安全確保対策の実施【水産漁港課】

養殖業者に対し水産用医薬品の適正使用を指導し、養殖衛生管理技術の普及を図っている。また、アサリ・カキ等の二枚貝の安全確保のため、生産時期に応じた定期的な海水中の有毒プランクトン調査や貝毒検査を実施し、結果に応じて「兵庫県貝毒対策事務取扱要領」に基づき適切に対応する。

◎ 養殖業者への水産用医薬品の適正使用に関する指導数及び達成率

令和5年度(計画)	令和5年度(9月末)
62 経営体 [達成率 100%]	62 経営体 [達成率 100%]

◎ 養殖場の巡回指導実施回数

令和5年度(計画)	令和5年度(9月末)
15回	12回

* 目標：養殖場における水産用医薬品の適正使用率 100% の維持

* 対応：水産技術センター研究員による主要養殖地区への巡回指導の他、講習会の開催や残留医薬品検査を実施

* 事例：R5年度9月末現在で、水産用医薬品の不適正な使用事例はなかった。

◎ 貝毒検査実施回数

令和5年度(計画)	令和5年度(9月末)
152回	88回

* 目標：貝毒を原因とする食中毒発生件数0件

* 対応：貝毒は例年発生することから、計画的な検査の実施及び結果の迅速な広報等

* 事例：R5年度9月末現在で、貝毒を原因とする食中毒の発生はなかった。



貝毒原因プランクトンの一種
(大きさ 1mm の 1/30)

(4) 食肉の安全性確保の推進

ア 食肉衛生検査の実施【生活衛生課】

食用に適さない食肉の流通を防止するため、獣畜（牛、馬、豚）及び食鳥（鶏、あひる、七面鳥等）について、全数を検査し、その結果に応じて適切な措置を講じる。

◎ 獣畜検査及び食鳥検査の実施頭羽数（政令・中核市除く）

令和5年度(計画)	令和5年度(9月末)
処理される獣畜・ 食鳥の全数	31,954頭 8,634,340羽

* 目標：全数検査の確実な実施

* 対応：法に基づき、食用に適さない牛・豚・鶏等の一部又は全部廃棄

* 事例：H29年3月末に健康牛(48か月齢超)のBSE検査を廃止したが、BSEを疑う牛については、生体検査を徹底し、食肉の安全性を確保する。



食鳥検査

イ 食肉センター及び大規模食鳥処理場のHACCPに基づく衛生管理実施状況の検証 【生活衛生課】

県所管の食肉センターと大規模食鳥処理場における食肉の衛生管理について、と畜検査員及び食鳥検査員による検証（作業手順、衛生管理計画、記録等の確認、細菌検査など）を実施し、その結果に基づき適切な指導を行う。

◎ 食肉センター及び大規模食鳥処理場におけるHACCPに基づく衛生管理実施状況の検証（年間細菌検査回数）

令和5年度（計画）	令和5年度(9月末)
66回	30回

- * 目標：R 8年度末までに県下の食肉センター5施設と大規模食鳥処理場6施設の計11施設に対し、細菌検査を月1回実施する体制を整備
- * 対応：衛生指標菌を対象として、枝肉表面や食鳥と体の表面を採取する方法を用いた細菌検査（外部検証の一つ）を実施
- * 件数：R 5年度9月末現在で、30回実施し、結果を施設に還元するとともに必要な衛生指導を実施していく。



細菌検査

(5) 食品営業施設等への監視・指導の推進

兵庫県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導の実施【生活衛生課】

食品関係営業施設における衛生管理状況を点検するため、計画的に監視指導を行う。

◎ 食品衛生監視指導計画に基づく年間目標監視回数及び達成率（政令・中核市除く）

令和5年度(計画)	令和5年度(9月末)
12,029回 [達成率 100%]	5,364回 [達成率 44.6%]

- * 目標：年度末に集計する目標監視回数に対する100%の実施率
- * 対応：食中毒や違反食品が発生すると重大な事故に通じる施設を重点にランク(A～E)を付け監視を実施
- * 件数：食品衛生法に基づく食品営業許可及び届出施設に対する監視を実施し、R 5年度上半期は約45%の達成率だった。下半期は監視回数を増やして対応する。

◎ 食品衛生監視指導計画に基づく大量調理及び集団給食施設（学校、病院、福祉施設）の年間目標監視回数及び達成率（政令・中核市除く）

令和5年度(計画)	令和5年度(9月末)
1,747回 [達成率 100%]	942回 [達成率 53.9%]

- * 目標：年度末に集計する目標監視回数に対する100%の監視実施率
- * 対応：食中毒や違反食品が発生すると重大な事故に通じる施設を重点にランク(A～E)を付け監視を実施する。
- * 件数：R 4年度はコロナの影響で約90%の達成率であったが、R 5年度は積極的に該当施設に立ち入りし、監視指導していく。

(6) 食品の適正表示に関する監視・指導の徹底

食品表示に基づく適正表示の推進と監視指導の強化

【流通戦略課、生活衛生課、県民躍動課、健康増進課】

県民にとって食品表示は、食品を選択する際の重要な情報源であることから、食品表示法及び景品表示法に基づく表示の適正化を図るため、食品表示110番など相談窓口に寄せられる県民からの不適正表示に関する情報について、関係課が連携し監視・指導を行う。

◎ 食品表示法に違反した事業者への指示又は命令の年間件数

令和5年度(目標)	令和5年度(9月末)
0件	0件

* 目標：発生0件

* 対応：関係課と連携して表示の適正化指導



食品表示の監視

◎ 食品表示に関する相談受付件数

令和5年度(計画)	令和5年度(9月末)
—	278件

* 目標：県民、事業者等から寄せられる食品表示に関する相談及び通報に対し、関係課が連携し調査・指導を実施

* 対応：国・近隣府県の対応を確認しながら、食品表示法に基づいた対応

* 事例：食品表示に関する相談に対し、関係部署へ情報回付して指導を実施する。

< R5年度9月末の受付件数の内訳 >

流通戦略課（産地表示等に関する苦情・相談）：106件

生活衛生課（衛生事項表示に関する苦情・相談）：66件

県民躍動課（消費生活に関する苦情・相談）：15件

健康増進課（栄養成分表示に関する苦情・相談）：91件

◎ 新 食品等のリコール情報の届出件数

令和5年度(計画)	令和5年度(9月末)
—	28件

* 対応：事業者による食品等のリコール情報を把握し、適切な監視指導や消費者への迅速な情報提供につなげ、食品による健康被害の発生を防止

< R5年度9月末の内訳（政令・中核市除く）>

食品衛生法違反（のぞれ）：12件（CLASS I 1件、CLASS II 5件、CLASS III 6件）

食品表示法違反（のぞれ）：13件（CLASS I 9件、CLASS II 4件）

両方にまたがるもの：3件（CLASS I 1件、CLASS III 2件）

CLASS分類について

CLASS I：喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合
例）腸管出血性大腸菌に汚染された生食用野菜、アレルゲンの欠落など

CLASS II：喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い場合
例）一般細菌数などの成分規格不適合の食品など

CLASS III：喫食により重篤な健康被害がほとんどない場合
例）添加物の使用基準違反など



【令和5年度の主な取組】

1 食物アレルギー対策の推進【感染症対策課、健康増進課、体育保健課、生活衛生課】

食品等事業者に対して、アレルギーの未然防止を図るため、適正な食品表示の徹底及び意図しないアレルゲンの混入防止のための助言・指導を行う。

また、「兵庫県アレルギー疾患対策推進計画」に基づき、関係各課と連携して県民及び食品等事業者に対して食物アレルギーに関する正しい知識の普及・啓発を行う。

2 表示の適正化対策の実施【県民躍動課】

景品表示法に基づく監視・調査・指導等を適正に実施し、事業者等に対し法の趣旨・内容の周知徹底を図る。

(1) 不当表示の監視強化

適格消費者団体と連携して商品・サービス等の不当な表示や虚偽誇大な広告を調査し、措置命令等適切な事業者指導を行う。

(2) 景品表示法の啓発

新たな不適正表示事案の発生を防止するため、研修会等を通じて、事業者における法令順守の意識を向上させる。

(7) 食品検査の充実・強化

食品の規格試験等安全対策の実施【生活衛生課】

県内で製造、加工、流通する食品等の安全性を確認し、食品衛生法に基づく規格基準違反品の発見排除のため、食品検査を実施する。

◎ 年間目標食品検査実施検体数の達成率（政令・中核市除く）

令和5年度(計画)	令和5年度(9月末)
744 検体 [達成率 100%]	387 検体 [達成率 52%]

* 目標：各年度計画の完全実施

* 対応：県立健康科学研究所及び各健康福祉事務所（保健所）検査室において実施する検査について、各地域の実態、過去の違反事例等を鑑みて計画的に実施するとともに、緊急的な食品検査にも対応

* 件数：計画どおり順調に収容、検査を実施しており違反事例はなかった。

(8) HACCPに沿った衛生管理の推進

ア 各協会団体との連携の促進【生活衛生課】

(一社) 兵庫県食品衛生協会、(一社) 兵庫県食品産業協会、農業協同組合（JA）等の各協会団体が実施する事業に対して技術的支援を行うなど、連携の強化を図る。

イ HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進【生活衛生課】

食品衛生法の改正により制度化された HACCP に沿った衛生管理を食品等事業者が円滑に導入し、定着できるよう技術的助言・指導を行うとともに、各協会団体と連携して食品衛生講習会等を開催する。

また、より高い衛生管理にステップアップを目指す事業者に対しては、各認証制度に取り組むための助言・指導に努める。

◎ 食品衛生責任者養成講習会の受講者数(平成9年度以降の累計)

(政令・中核市を除く)

令和5年度(計画)	令和5年度(9月末)
1,500人 (累計 61,357人)	1,276人 (累計 61,133人)

* 目標：許可・届出施設に1人以上の食品衛生責任者の設置

* 対応：(一社)兵庫県食品衛生協会に委託した講習会の実施

* 事例：1,276人のうち、eラーニングによる受講は483名だった。

◎ 食品等事業者に対する食品衛生講習会の年間受講者数

令和5年度(計画)	令和5年度(9月末)
9,000人以上	4,746人

* 目標：食品に係る知識の普及啓発のため、年間9,000人以上の受講

* 対応：食品等事業者のニーズに応じた食品衛生に係る講習会の開催
事業者からの要望によりオンラインでも開催予定。

ウ 卸売市場における品質管理の高度化促進【流通戦略課】

鮮度保持のためには、産地から小売店までのコールドチェーンの確保が重要であることから、食品の流通拠点である卸売市場におけるHACCPに沿った衛生管理の適切な運用を推進し、卸売市場の品質管理の高度化を促進する。

(9) 食中毒の未然防止対策の推進

食中毒の未然防止対策の推進【生活衛生課、体育保健課】

食中毒による健康被害をできる限り少なくするための取組として、講習会の開催やHACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進等により、食中毒の未然防止に努め、万が一、食中毒が発生した場合は、迅速な疫学調査による原因施設・原因食品等の究明を行い、被害の拡大を防止するとともに、食中毒情報の広報による注意喚起など再発防止に努める。

また、県下で発生した食中毒の統計や参考事例を毎年「食中毒事件録」として公表している。

◎ 食中毒の年間事件数(政令・中核市除く)

令和5年度(計画)	令和5年度(9月末)
10件以下	3件

* 目標：食中毒の未然防止に努め、事件数を最小限に抑える。

* 対応：県民及び食品等事業者に対し、食中毒に関する講習会等の開催により、食品に関する正しい知識を普及啓発

* 件数：R5年度9月末現在で3件 141名 (①調査中1件：患者数83名 ②ウエルシュ菌1件：患者数17名 ③ノロウイルス1件：患者数41名) の発生があった。

◎ 拡 小規模事業者向けHACCPの導入及び定着支援講習会の開催回数

令和5年度(計画)	令和5年度(9月末)
60回	51回

* 目標：HACCPに沿った衛生管理の導入及び定着により、食中毒の発生を防止

* 対応：R5年度9月末までに開催した同講習会の受講者は、3,785人だった。

(10) 食の安全に資する研究の推進

ア 農林水産物の安全性確保に資する試験研究の推進【総合農政課】

農林漁業者、農林水産関係団体、県民などの要望を踏まえ、農林水産物の安全性確保に資する技術開発や試験研究を進める。

◎ 農林水産物の安全性確保に資する開発技術数（平成 27 年度以降の累計）

令和 5 年度(計画)	令和 5 年度(9 月末)
52 件	年度末集計

* 目標：第 5 期中期業務計画(R 3. 3 県農政環境部策定)に沿って技術開発と普及に取り組む

* 対応：研究課題は、農林水産関係団体、行政機関等からの要望をもとに決定

* 事例：R 5 年度は、県産農産物の総合的な抗酸化能評価技術の確立と抗酸化能を維持・向上させる流通・加工条件の解明等 14 課題に取り組む。

イ 残留農薬等検査法の調査研究の推進【生活衛生課】

食品中の農薬等の残留検査における効率的な検査法の開発など、県立健康科学研究所において、流通食品の安全性に関する調査研究を進める。

◎ 食品等の高感度分析法の開発件数

令和 5 年度(計画)	令和 5 年度(9 月末)
2 件	1 件

* 目標：10 件(R 8 年度までの累計)

* 対応：より高度な分析機器を用いた、高感度かつ迅速な食品等の分析法を順次開発していく。

2 食品を介した健康被害の拡大防止

食中毒発生の拡大防止対策、危機管理体制の推進による食を介した健康被害の拡大防止対策として、健康被害情報の早期探知を図り、迅速な初動対応に努めるほか、食中毒事件、食品衛生法違反事例の公表等も行う。

(1) 健康危機管理体制の充実・強化

ア 国及び関係自治体との連携体制の充実・強化【生活衛生課】

「広域連携協議会」を活用し、国や他自治体と連携を図り、海外での重大事故や複数の府県にまたがる集団食中毒事件などの情報の迅速な把握に努める。

イ 健康危機ホットラインの設置【医務課】

食品の摂取による健康被害の発生や、そのおそれに関する情報を迅速に探知するため、県民から健康福祉事務所に寄せられる情報を 365 日・24 時間体制で受付する「健康危機ホットライン」により健康被害の拡大防止に努める。

◎ 健康危機ホットライン受付件数（食中毒関係）

令和 5 年度(計画)	令和 5 年度(9 月末)
—	14 件

* 目標：健康被害拡大防止のため迅速な対応を実施

* 対応：食中毒に係る相談については、健康福祉事務所、医療機関等を案内した。

* 事例：食肉の生食が原因と疑われる事例が R 5 年度 9 月現在で 2 件あった。

(2) トレーサビリティの導入促進

ア 食品トレーサビリティの推進【生活衛生課】

食品安全安心に係る問題発生時に迅速に対応するため、県独自のガイドラインを活用し、県内の食品事業者にトレーサビリティの取組を広く普及・定着させる。

また、事故発生時に健康被害の拡大が予想される広域流通食品の製造施設や大量調理施設などに対しては、より高度なトレーサビリティの導入を推進する。

イ 農畜水産物の生産及び卸売段階への導入

【農産園芸課、畜産課、水産漁港課、流通戦略課】

農業、畜産業、漁業等の生産段階及び卸売段階において、農林水産省が作成した「食品トレーサビリティ実践マニュアル」を活用して、導入状況の把握に努めるとともに、最も基本的なステップ1のトレーサビリティの普及を推進する。

(3) 食の安全安心に関する情報発信の充実・強化【生活衛生課】

食品安全安心に関する情報をホームページやSNSを活用して県民にわかりやすく提供するとともに、危機管理事案や食中毒の発生情報については、報道発表も行い、迅速に発信する。

また、外国人に対する食の安全に関する基礎的な情報について、多言語化の発信に努める。

3 食への信頼確保

食品の適正表示に関する監視・指導、ひょうご食品認証制度の推進、トレーサビリティシステムの導入促進、相談窓口の設置、出前講座や食の安全安心フェア等による県民・事業者・行政相互の情報・意見交換などの取組を行う。

(1) ひょうご食品認証制度の推進

ひょうご食品認証制度の推進【流通戦略課・農業改良課】

農産園芸課・畜産課・水産漁港課・林務課】

安全・安心で個性・特長のある県産食品を県が現地調査や安全性検査、生産履歴記帳等により確認して認証する「ひょうご食品認証制度」を推進し、県民が安心して県産食品を購買できるよう認証食品の生産・流通・消費の拡大を図る。



認証食品販売コーナー

◎ 兵庫県認証食品の認証数（累計）

令和5年度(計画)	令和5年度(9月末)
2,260品目	2,417品目

【令和5年度の主な取組】

ひょうご食品認証制度の推進【流通戦略課】

ひょうご食品認証制度や本県農林水産業・農山漁村への県民の理解の醸成、県産県消の推進を目的として設立した「ひょうごの美味し風土拡大協議会」による効果的な活動を展開する。

- 1 認証食品販売店・登録飲食店の拡大
- 2 生産者と販売店・飲食店とのマッチング
- 3 登録飲食店での認証食品オータムフェアの実施
- 4 ホームページやフェイスブック、LINE等のSNSによる情報発信
- 5 保育園等での園児・保護者への認証食品のPR
- 6 まとめサイト「御食国ひょうご」による販路開拓、新ロゴマークを活かしたPR
- 7 クッキングスクールと連携したzoomでのオンライン料理教室の開催



(2) リスクコミュニケーションの普及推進

ア くらしの安全・安心相談体制の強化【県民躍動課】

県立消費生活総合センターを核として、商品やサービスなどの消費生活全般に関する相談に対応し、県民（消費者）の不安や疑問の解消に努める。

◎ 食に関する相談受付件数

令和5年度(計)	令和5年度(9月末)
—	173件

* 目標：食に関する県民の不安や疑問の解消

* 対応：相談事例に応じて健康福祉事務所、食品に関する専門機関等との連携
(R5年度の食に関する相談 173件<うち健康食品 96件>)

イ 食品の安全性に関する啓発、知識普及の推進【県民躍動課、生活衛生課、健康増進課】

「出前講座」などによる食の安全安心に関する知識の普及のほか、ホームページやSNSなどの広報媒体の活用や食の安全安心に関する情報の迅速・正確な発信を行い、食品の安全性や食品表示制度について県民の正しい理解の普及を図る。

◎ 県民に対する講習会等の年間参加者数

令和5年度(計画)	令和5年度(9月末)
4,200人	4,787人

* 目標：食の安全安心に関する情報はじめ、食に関する幅広い知識を普及啓発

* 対応：生活衛生課、各健康福祉事務所及び食肉衛生検査センター各所で広く実施

* 事例：県民の要望に応じたテーマ（食中毒、衛生管理等）で講習会、意見交換会、紙芝居等を実施する。



出前講座

◎ 新 青年向け食中毒予防教室の開催【生活衛生課】

令和5年度(計画)	令和5年度(9月末)
500人	2,679人

* 目標：20代の若い世代を中心にカンピロバクターによる食中毒が毎年多く発生しているため、今後親元を離れて自活していく高校生を中心に、食のリスク及び安全安心な食品の摂取について啓発する。

* 対応：各健康福祉事務所で実施し、2,679人の内訳は講習会209人、文化祭等でパネル展示2,470人だった。

◎ 食の安全安心にかかる講演会等の開催【県民躍動課】

令和5年度(計画)	令和5年度(9月末)
26回	5回

* 目標：子育て世代を重点対象としたごはん食の有用性の普及啓発

* 対応：地域の伝統食等のレシピの情報収集や啓発活動の実施

* 事例：各地域で調理実習の実施や講演会を開催する。



ウ 食の安全安心フェアの開催【生活衛生課】

県民、事業者、行政が相互に情報・意見交換を行う機会として食の安全安心フェアを開催する。

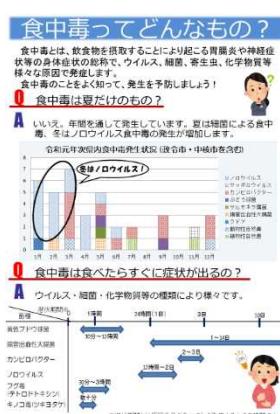
◎ 地域における食の安全安心フェア開催状況（政令・中核市除く）

令和5年度(計画)	令和5年度(9月末)
県下12箇所	12箇所

* 目標：県下12ヶ所で実施

* 対応：食品衛生月間にパネル展示、手洗いチェックカードを用いた手洗い指導、啓発資材配布等により対応

* 事例：保育園児、学生、消費者、食品等事業者等を対象に、紙芝居、パネル展示、リーフレットや啓発資材の配布、外部講師による講演会等を開催する。



食の安全安心フェア（パネル）

食の安全安心フェアの様子

【令和5年度の主な取組】

1 括 食の安全安心普及啓発事業【生活衛生課】

子どもから大人までのライフステージにおいて、各世代の理解力や興味に対応した内容により食の安全安心に関する教育、普及啓発を行い、食の安全安心について総合的に推進する。

2 食の安全安心フェアの開催【生活衛生課】

県民、事業者、行政が相互に情報・意見交換を行う機会として、健康福祉事務所単位で食の安全安心フェアを開催する。

3 子供向け食の安全安心実践教室【生活衛生課、(一社)兵庫県食品衛生協会】

次代を担う子供に対し、食の安全安心について楽しく学び、将来にわたる衛生思想を定着させるため手洗い教室等の実践教室を実施する。

4 消費者団体による食の安全安心に関する啓発 【兵庫県消費者団体連絡協議会】

放射性物質や食品表示に関する講演会や食品製造業への施設見学、パネル展などを通じて、食の安全安心に関する正しい知識の普及・啓発活動を推進する。

(3) 食の安全安心と食育審議会の開催【生活衛生課】

「食の安全安心と食育審議会」を定期的に開催し、推進計画の進捗状況を踏まえた計画の見直しについて審議するほか、食の安全安心と食育に関して意見を求めることにより、施策に反映する。

◎ 食の安全安心と食育審議会の開催回数

令和5年度(計画)	令和5年度(9月末)
2回	1回

* 目標：食の安全安心と食育に関する意見から施策反映

* 事例：第1回：8／28開催、第2回：1月末～2月上旬ごろを予定

* 対応：第4次「食の安全安心推進計画」、「食育推進計画」に基づく施策の進捗状況等について報告する。